

# 静岡県技能マイスター認定に関する実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、静岡県技能マイスター認定要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、静岡県技能マイスター（以下「マイスター」という。）認定に関し必要な細目を定めるものである。

## 第2 被認定者の要件

要綱第2条の①及び②の要件は、次のとおりとする。

- 1 「優れた技能を有すること」とは、次のいずれかの項目を満たしていることをいう。
  - ・厚生労働大臣表彰の「卓越した技能者」を受賞した者
  - ・全国レベルの技能競技大会優勝者（技能五輪全国大会の出場者は23歳以下の者、アビリンピックは障害者に限られているため、このような出場制限のある大会は除く。）
- 2 「後進の指導・育成へ多大な貢献をしたと認められること」とは、次のいずれかの項目を満たしていることをいう。
  - ・自らの指導により、継続的に技能五輪全国大会、アビリンピックや技能グランプリなどに選手を出場させるなど、後進の育成に実績を上げた者
  - ・厚生労働大臣表彰の「認定職業訓練功労者」を受賞した者（この場合、①の認定要件は県知事表彰の「優秀技能者」の受賞をもって替えることができるものとする。）
  - ・長期間後進の指導にあたり後進の育成に多大な貢献をしたこと

## 第3 マイスター認定審査会

要綱第2条のマイスター認定審査会は、経済産業部就業支援局長を委員長とし、委員長が指名した者を委員として構成し、要綱第4条の推薦を受けた候補者に関する要綱第2条の認定要件の充足について判断するものとする。

## 第4 マイスター認定

要綱第3条の認定証は、別紙のとおりとする。

## 第5 マイスター活動意向確認

毎年3月末までに、別に定める様式により次年度の活動意向を報告するものとする。

## 第6 推薦手続

### 1 候補者の推薦

要綱第4条の推薦団体の代表者は、本要領第2の被認定者に該当する者を知事に推薦するものとする。

### 2 提出書類

推薦団体の代表者が知事に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 調書(1)（様式第1）

1部

- (2) 調書(2) (様式第2) 1部  
(3) 調書(3) (様式第3) 1部  
(4) 住民票の写 1部  
(5) 写真データ

ア 上半身、正面、脱帽、無背景、縦位置でカラー

イ 作業中のもの、枚数適宜（本人の製作、工夫、改善などをした工作物をともなったもの）

※ 郵送による提出の際は、写真データを電子媒体（CD-R等）に格納の上、提出すること。

- (6) その他の資料 各1部

被認定候補者の後進の育成実績及び現役性を確認することのできる資料を添付すること。

なお、提出された資料は返却しない。

ア 優れた技能を有するものとして、「卓越した技能者」の表彰状の写し、又は、全国レベルの技能競技大会の表彰状の写し並びに大会概要がわかる資料

イ 後進の指導・育成へ多大な貢献をしたと認められる資料

- ・自らの指導により、継続的に技能五輪全国大会などに選手を出場させた
- ・長期間後進の指導にあたり後進の育成に多大な貢献をした

ウ 現役性の説明資料

最近の作品や作業風景の写真など

エ 新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等。

オ 資格、表彰等の写

優れた技能や、後進の育成への貢献を証するため、証書、賞状等の写しを付すこと。

附 則

この要領は、平成18年5月12日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月4日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。